破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第２７号
千葉県香取市佐原イ521番地
債務者　有限会社宝寿司
代表者代表取締役　萩原　米長
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊田　秀吉
4　破産債権の届出期間　平成30年１月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月20日午前11時
千葉地方裁判所佐原支部

平成２９年（フ）第７６０号
川崎市川崎区砂子２丁目２番３号
債務者　ＡＵ有限会社
代表者取締役　伊塚　　聖
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　博愛
4　破産債権の届出期間　平成30年１月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月11日午後２時
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１９８号
茨城県土浦市永国744番地１
債務者　株式会社大創
代表者代表取締役　丸山　吉文
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥庭　　修
4　破産債権の届出期間　平成30年１月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月26日午後１時40分
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第６６号
熊本県八代市鏡町貝洲1491番地13
債務者　農業法人岡部畳表株式会社
代表者代表取締役　岡部　達夫
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　知寛
4　破産債権の届出期間　平成30年１月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月13日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２９年（フ）第５１号
栃木県大田原市浅香１丁目７番４号
債務者　有限会社祭インターナショナル
代表者取締役　三浦　幸雄
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　園部　秀雄
4　破産債権の届出期間　平成30年１月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月22日午前11時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２９年（フ）第４１４号
岐阜県美濃市蕨生332番地の１
債務者　五十川製紙株式会社
代表者代表取締役　五十川則利
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　友人
4　破産債権の届出期間　平成30年２月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月27日午前11時30分
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第６１３号
静岡市清水区島崎町７番21号
債務者　株式会社総合開発
代表者代表取締役　山本登志夫
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　史浩
4　破産債権の届出期間　平成30年２月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月14日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６１４号
静岡市清水区島崎町７番21号
債務者　株式会社ホウショウ
代表者代表取締役　山本登志夫
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　史浩
4　破産債権の届出期間　平成30年２月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月14日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７７６号
広島県廿日市市下の浜４番39号
債務者　株式会社広島ミニポンプ
代表者代表取締役　細野　憲幸
1　決定年月日時　平成29年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二國　則昭
4　破産債権の届出期間　平成30年１月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月26日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第９３３５号
東京都練馬区南大泉１丁目34－８
債務者　藤木　　愛
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒井　里佳
4　破産債権の届出期間　平成30年１月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年２月23日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９３５３号
東京都練馬区石神井町５丁目９－10－101
債務者　泉　　敏彦
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　幸一
4　破産債権の届出期間　平成30年１月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年２月23日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９３６３号
東京都板橋区志村３丁目16－16
債務者　菅沼　江美
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　和人
4　破産債権の届出期間　平成30年１月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年２月23日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９３６４号
東京都町田市玉川学園５丁目18－５－206
債務者　大野久美子
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森山　航洋
4　破産債権の届出期間　平成30年１月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年２月23日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９３６７号
東京都足立区入谷９丁目31－12－905
債務者　鈴木　正広
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　雄一
4　破産債権の届出期間　平成30年１月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年２月23日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
東京地方裁判所民事第20部